

令和2年度答申第64号
令和3年1月20日

諮問番号 令和2年度諮問第73号（令和2年12月4日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康管理手当の不
認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「被爆者援護法」という。）27条1項に規定する造血機能障害を伴う疾病（鉄欠乏性貧血）にかかっていると主張して、A知事（以下「処分庁」という。）に対し、同条2項の規定に基づき、健康管理手当の認定の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は申請に係る疾病の状態であるとは認められないとして、本件申請について不認定とする処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- (1) 被爆者援護法27条1項は、都道府県知事は、被爆者であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病（原

子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。)にかかっているものに対し、健康管理手当を支給すると規定している。

そして、上記の「厚生労働省令で定める障害」については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下「被爆者援護法施行規則」という。）51条が、次の各号に掲げる障害とすると規定し、同条1号には、造血機能障害が掲げられている。

- (2) 被爆者援護法27条2項は、健康管理手当の支給を受けようとする者は、前項に規定する要件に該当することについて、都道府県知事の認定（以下「健康管理手当の認定」という。）を受けなければならないと規定し、同条3項は、都道府県知事は、健康管理手当の認定をする場合には、併せて当該疾病が継続すると認められる期間（以下「認定期間」という。）を定めるものとし、この場合において、認定期間は、同条1項に規定する疾病の種類ごとに厚生労働大臣が定める期間内において定めるものとする規定している。

そして、健康管理手当の認定の申請については、被爆者援護法施行規則52条1項が、健康管理手当認定申請書に、前条に規定する障害を伴う疾病についての被爆者援護法19条1項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書（健康管理手当用）を添えて、これを居住地の都道府県知事に提出することによってしなければならないと規定している。

また、上記の「厚生労働大臣が定める期間」については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第3項に規定する厚生労働大臣が定める期間」（平成15年厚生労働省告示第266号）が、造血機能障害を伴う疾病のうち鉄欠乏症貧血については、3年とすると規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、昭和56年2月10日、審査請求人に対し、被爆者援護法1条1号所定の被爆者に該当するとして、被爆者健康手帳を交付した。

（令和3年1月14日付けの審査庁の事務連絡）

- (2) 処分庁は、平成24年2月17日付けで、審査請求人に対し、被爆者援護法27条2項及び3項の規定に基づき、造血機能障害を伴う鉄欠乏性貧血にかかっているとして健康管理手当の認定をし、併せて認定期間を1年と定めた。その後、処分庁は、平成28年5月18日付けで、審査請求人に対し、上記規定に基づき、引き続き上記疾病にかかっているとして健康管

理手当の認定をし、併せて認定期間を3年と定めた。

(令和3年1月6日付け(同日当審査会受付)及び同月19日付けの審査庁の事務連絡)

- (3) 審査請求人は、平成31年4月16日付けで、処分庁に対し、被爆者援護法施行規則52条1項の規定に基づき、同月8日付けの診断書(健康管理手当・継続用。以下「本件診断書」という。)を添付して、健康管理手当認定申請書を提出し、本件申請(健康管理手当の継続認定の申請)をした。

なお、本件申請においては、障害名は「造血機能障害」、疾病名は「鉄欠乏性貧血」とされている。

(健康管理手当認定申請書(継続申請用)、診断書)

- (4) 処分庁は、令和元年5月14日付けで、審査請求人に対し、本件診断書に不備がある(鉄欠乏性貧血に係る治療内容の記載が無い。)として、鉄欠乏性貧血に係る投薬治療を行っている場合には、具体的な治療内容を追加記入した診断書(健康管理手当・継続用)を再提出するよう依頼したが、提出期限の同年6月3日までに、審査請求人から当該診断書の再提出はされなかった。

(「健康管理手当認定申請に係る書類の再提出について」と題する書面、
弁明書)

- (5) 処分庁の原爆被爆者健康管理手当等認定委員は、令和元年6月7日付けで、審査請求人は「申請された疾病の状態であると認められない。」として、本件申請について不認定との判定をした。

(判定書)

- (6) 処分庁は、令和元年6月10日付けで、審査請求人に対し、「申請された疾病(鉄欠乏性貧血)の状態であると認められないため認定できません。」との理由を付して、本件申請について不認定とする処分(本件不認定処分)をした。

(「健康管理手当認定申請に係る審査結果について(通知)」と題する書面)

- (7) 審査請求人は、令和元年7月3日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (8) 審査庁は、令和2年12月4日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、長年、健康管理手当の認定を受けてきたが、今回は、通院・投薬が無いという理由で、その認定を受けられなかった。これは、長年患っているうつ病のために、通院し、投薬を受けることが思うようにならなかったからである。健康管理手当がないと、元気になれないので、元の生活ができるように、本件不認定処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書にあるとおり、審査請求人は、平成31年に健康管理手当認定申請書を提出した時点では、被爆者援護法27条1項に規定する「厚生労働省令で定める障害を伴う疾病」にかかっているとは考えられないとして、本件審査請求は棄却すべきであるとしている。

2 審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

(1) 本件の争点は、審査請求人が、平成31年に健康管理手当認定申請書を提出した時点において、被爆者援護法27条1項に規定する「厚生労働省令で定める障害を伴う疾病」である鉄欠乏性貧血にかかっているといえるか否かである。

(2) 本件診断書によると、審査請求人は、平成8年8月のB病院に入院時には鉄欠乏性貧血が認められたとのことであるが、昭和31年(20才頃)から幻聴、作為体験があり、統合失調の診断を受け、現在は、無為・自閉的に引きこもっているとのことである。

(3) 本件診断書には、鉄欠乏性貧血について「固定化している」との記載があるが、平成31年4月3日に実施された血液検査(以下「本件血液検査」という。)の結果によると、鉄欠乏性貧血の状態にあるとは判断することができない。

(4) 以上により、審査請求人は、平成31年に健康管理手当認定申請書を提出した時点では、被爆者援護法27条1項に規定する「厚生労働省令で定める障害を伴う疾病」である鉄欠乏性貧血にかかっているとは考えられない。

(5) したがって、本件審査請求は、理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの各手續に要

した期間は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和元年7月3日

（審査庁）：同月8日

審理員の指名：同年9月13日

（審査請求の受付から約2か月）

反論書の提出期限：同年11月18日

審理員意見書の提出：令和2年11月19日

（反論書の提出期限から約1年）

本件諮問：同年12月4日

（審査請求の受付から約1年5か月）

- (2) そうすると、本件では、審査庁による審査請求の受付から審理員の指名までに約2か月を要するとともに、反論書が提出されずにその提出期限を徒過してから約1年を経過した後に審理員意見書が提出された結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約1年5か月もの期間を要している。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図ることを目的としている（1条1項参照）から、本件審査請求受付から本件諮問までに上記のような長期間を要したことは、同法の目的にもとるものというほかない。

当審査会は、被爆者援護法に係る諮問に対し、累次にわたり、審査請求の審理期間の長さを指摘して速やかな改善を求めてきたところである（被爆者援護法に基づく医療特別手当の失権処分に関する平成30年度答申第21号、第66号、第73号、第86号及び第87号並びに令和2年度答申第6号、第61号及び第62号、被爆者健康手帳の交付申請却下処分に関する令和元年度答申第47号、第68号、第71号、第81号及び第88号並びに令和2年度答申第9号、第13号、第27号、第30号、第31号及び第58号）が、依然として改善が図られていないのは遺憾である。審査庁における真摯な対応が求められる。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件では、審査請求人が健康管理手当の支給要件に該当するか、具体的には、被爆者援護法27条1項に規定する「厚生労働省令で定める障害を伴う疾病」である造血機能障害を伴う疾病（鉄欠乏性貧血）にかかっている

るかが問題となっている。

- (2) 本件診断書によると、審査請求人の障害名は「造血機能障害」、疾病名は「鉄欠乏性貧血」であり、この疾病が「固定化している」との診断がされている。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、上記の診断内容について説明を求めたところ、審査庁から本件診断書を作成した医師の回答書が提出された（令和2年12月24日付けの審査庁の事務連絡）。

この回答書には、「当院初診は平成21年1月9日。当初の受診理由も鉄欠乏性貧血のため様式第19号の2（第52条関係）（注：「診断書（健康管理手当用）」のことである。）作成希望でした。そのため、平成21年1月16日付で作成。その後、平成23年1月16日、平成25年1月23日、平成27年1月14日と、更新のため診断書作成しています。その間、鉄剤の投与は行っておらず、受診もほとんどしておられませんでした。「固定化している」という事は、①治療は行っていない、②受診されていないので治療の必要性は低いと考えられるという事で、「固定化している」と判断しました。その後、被爆者新規申請のためC病院あてに紹介させて頂きました。その際の現病歴下記添付します。」との記載がされ、現病歴として、「当院では、被爆者健康手帳（注：「健康管理手当」の誤記と考えられる。）の更新時に受診をされるので、漫然と血液検査をして更新の診断書を作成していましたが、平成28年4月11日の当院からの診断書では更新できましたが、次の更新時期を過ぎてしまったため「新規申請」をするように役所から指示されたようです。当院専門外のため、貴院で精査・診断いただき診断書作成をお願いしたい次第です。」との記載がされている。

そうすると、本件診断書を作成した医師は、健康管理手当の認定の更新時のみに受診し、全く治療を行っていない審査請求人に対し、その希望に応じて、血液検査を実施し、審査請求人が造血機能障害を伴う鉄欠乏性貧血であるとの診断書の作成を漫然と繰り返してきたというのであるから、当該医師が、上記診断書の作成に当たり、血液検査の結果を踏まえて審査請求人が鉄欠乏性貧血の状態であることを確認していたかについては、大いに疑義があるといわざるを得ない。現に、本件診断書には、本件血液検査の結果が添付されているが、その数値は、後記(3)のとおり、基準値の範囲内であって、審査請求人を鉄欠乏性貧血と診断するような数値ではない。

(3) また、当審査会が、審査庁に対し、①血液検査による鉄欠乏性貧血の診断基準及び②処分庁の原爆被爆者健康管理手当等認定委員がした本件申請についての不認定の判定（上記第1の2の(4)）の理由について説明を求めたところ、①については審査庁から、②については処分庁から回答があった。

ア まず、①についての審査庁の回答（令和2年12月25日付けの事務連絡）は、以下のとおりである。

(ア) 鉄欠乏性貧血は、主に貧血及び血清鉄の検査結果と過去に鉄欠乏性貧血の診断を受けているか等を総合的に判断して、医師が診断する。具体的には、ヘモグロビン（血色素量）、TIBC（総鉄結合能）、血清フェリチン値等が診断基準に含まれる。

(イ) 本件血液検査の結果によると、審査請求人のヘモグロビン（血色素量）は11.8 g/dℓ（基準値：11.3 g/dℓ—15.2 g/dℓ）、血清鉄は63 μg/dℓ（基準値：48 μg/dℓ—154 g/dℓ）であり、いずれの数値も、基準値の範囲内である。

イ 次に、②についての処分庁の回答（令和3年1月6日付け（同月7日当審査会受付）の事務連絡）は、以下のとおりである。

(ア) 血清鉄が48 μg/dℓ以下、MCV（平均赤血球容積）が79 fℓ以下、MCHC（平均赤血球ヘモグロビン濃度）が30.7以下であれば、鉄欠乏性貧血と診断される。

(イ) 本件血液検査の結果によると、審査請求人の血清鉄は63 μg/dℓ、MCV（平均赤血球容積）は105 fℓ、MCHC（平均赤血球ヘモグロビン濃度）は33.2であるから、これらは、鉄欠乏性貧血と判定する数値ではない。

そうすると、審査請求人は、本件申請の時点で鉄欠乏性貧血にかかっているとは認められない。

(4) したがって、本件不認定処分は、違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

優
み
美
と
公
ひ
と
貴
山
口
原
中
野
員
員
員
委
委
委